

令和 7 年度逗子市地域公共交通計画策定業務委託 特記仕様書

1. 業務内容

令和 7 年度における業務内容は次のとおりとする。

なお、業務内容は地域公共交通活性化協議会の円滑な運営及び地域公共交通計画の策定に必要と考える事項を示したものであり、細部は受託事業者の企画提案により調整することとする。ただし、同趣旨のもので代替できる案の提示ができるものとする。

また、国土交通省の地域公共交通計画の実質化に向けた検討会において示された「「地域公共交通計画」の実質化に向けたアップデート」を十分に踏まえた上で、業務にあたることとする。

(1) 地域公共交通に関する目指す姿の明確化

市の上位・関連計画や庁内関係部署へのヒアリング調査等を基に、地域公共交通計画を通じて実現する「目指す姿」を明確化する。さらに、逗子市交通計画の評価を行い、地域公共交通計画における継承の方針について明確化する。

(2) 地域交通に関する現況把握、地域特性の整理

市の目指す姿と現況のギャップを基に、現況把握、地域特性の整理を行う。

(2-1) 統計データ等による現況把握、地域特性の整理

① 地域概況の整理

地勢・地理、人口動態、施設配置等について、各種統計等の既存資料等を用いて、把握・整理を行う。

② 地域交通の現況の整理

逗子市及び近隣自治体における公共交通（鉄道、路線バス、タクシー等）の整備状況並びに逗子市内の公共交通の利用実態に関して、交通事業者のウェブサイトや発注者が提供するデータ等に基づき整理を行う。

③ パーソントリップ調査等による現況把握・整理

国勢調査やパーソントリップ調査等による、逗子市内及び逗子市内外の移動先、移動目的、交通手段等の移動実態について、把握・整理を行う。

(2-2) ニーズ調査による現況把握、地域特性の整理

① ヒアリング調査

計画の主たるターゲット層と関連の深い主体等へのヒアリング調査を行う。

② アンケート調査

市民アンケート調査を行い、市民等の地域公共交通の利用実態並びに地域公共交通に関する意向等を把握するため、1) 調査票の設問設定、2) 調査票作成・印刷、3) 発送用及び返信用封筒の作成、4) 調査票の封入・封緘、5) 宛名ラベルシールの調達（調査対象者の抽出及び宛名の印刷は市が行う）及び封筒への貼り付け、

6) 調査票の発送・回収、7) 回収した調査票のデータ入力、8) 調査票の集計及び分析、9) 報告書の作成を行う。

なお、調査対象は 3,000 人無作為抽出（データ抽出については市で行う）で、回収率は 30～40%を想定し、調査票の印刷、発送、回収に係る封書及び郵便料等の費用負担は全て受注者が負担する。

(3) 地域公共交通の課題整理・想定される貢献の整理

(1)～(2)の結果をもとに、地域公共交通に関する目指す姿と現状のギャップを課題として整理するとともに、地域が目指す姿に対する地域公共交通の貢献領域を明確化する。

(4) 地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定

地域公共交通に関する課題の解決を図るための基本方針並びに目標の設定を行う。

(5) 目標達成のために必要となる施策事業の素案検討

目標達成のために必要となる施策事業の概要に関する検討を行う。

(6) 令和 8 年度業務における調査事業の企画検討

(5)の結果を令和 8 年度業務において具体化するにあたり、必要な調査事業の企画検討を行う。

(7) 地域公共交通活性化協議会、部会及び市民懇談会の運営支援

地域公共交通計画の策定及び地域公共交通の活性化に向けた議論を行うため、地域公共交通活性化協議会、部会及び市民懇談会（不特定多数が参加可能な、協議会の協議内容の共有や、ワークショップ等を行うことを想定）に出席（必要に応じて補足説明）する他、会議資料及び説明資料等の作成に係る運営支援を行う。会議後については、会議結果を取りまとめ、課題点等を踏まえた調整事項及び会議概要を市に提示する。

また、必要に応じて関係者への事前説明等の支援を行う。

なお、令和 7 年度の会議等の開催予定は、以下のとおり。

- ① 地域公共交通活性化協議会：令和 7 年 7 月及び 10 月、令和 8 年 3 月
- ② 地域公共交通活性化協議会交通戦略部会：令和 7 年 6 月及び 10 月、
令和 8 年 1 月
- ③ 地域公共交通活性化市民懇談会：令和 7 年 8 月及び 11 月、令和 8 年 3 月

(8) 打合せ協議（5 回程度）

業務計画書作成時、成果納入時の他、会議の開催段階等に打合せ（協議会学識経験者等との打合せ含む）協議を実施する。

—以上—